

差別のない明るい大分市をめざして —12月4日～10日は人権週間— をダイジェストでお届けします

この番組は、市公式YouTube
チャンネルでご覧いただけます



5年12月3日に放送した市テレビ広報番組では、「差別のない明るい大分市」の実現に向けた、本市のさまざまな取り組みを紹介しました。今回は、その模様をダイジェストでお届けします。

人権教育(尊重)推進協議会



新見 泰博さん
(南大分地区人権教育推進協議会 事務局員)

人権教育(尊重)推進協議会は、部落差別をはじめあらゆる差別の解消、明るく住みよい地域づくりを目的に設立され、講演会や地区懇談会、人権標語の募集・掲示など、地域主体の人権教育・啓発活動に取り組んでいます。皆さんも各種行事に参加して、人権について考えてみませんか。

南大分地区人権教育推進協議会(ひとNETSみなみおおいた)の活動

- 研修部会 「人権を考える講演会」の運営
- 啓発部会 「みなみおおいた夏祭り」での啓発活動



啓発の風船や
うちわを
配りました



- 広報部会 「ひとNETS通信」の発行
- 草の根懇談会

ボランティア団体やサロン・
敬老会などで、
分かりやすく人権の話を
します



詳しくは、各地区公民館へ▶



人権・同和教育シリーズ

「人の生き方を考える」



ぜひ、
今号20ページを
ご覧ください。

おおいた市人権
イメージキャラクター
キズナーズ

毎月「市報おおいた」で、自分の生き方を考えるきっかけづくりとして「人権・同和教育シリーズ」を掲載しています。身の回りにある差別に気付くためには「知る」ことや確かな「学び」が大切です。全戸配布の人権啓発広報誌「あさひ(8月発行)」「Let's Kizuna(3月発行)」「みんなのねがい(10月、2月発行)」もご覧ください。

☎ 人権・同和教育課 ☎537-5651

暮らしの中の人権講座

「人間として生きるには人を人として大切に」



講師
阿部 千明さん
(人権書道家)

講師からのメッセージ

「自分」や「家族」を、漢字一字で表すと？人によって、違う漢字が出てくるといいます。ものの見方はいろいろありますが、生きていくと一つの見方しかできなくなってしまうときがあります。いろいろな考え方を受け止め、多面的に見ることが大切です。それが、差別の解消につながると願っています。

☎ 旭町文化センター ☎546-2772

民生委員・児童委員の活動をご存じですか

民生委員・児童委員は、地域を見守り、住民の身近な相談役として、厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。相談の内容に応じて福祉の専門機関を紹介するなど、住民と関係機関との大切なつなぎ役も担っています。



どんな活動をしている？

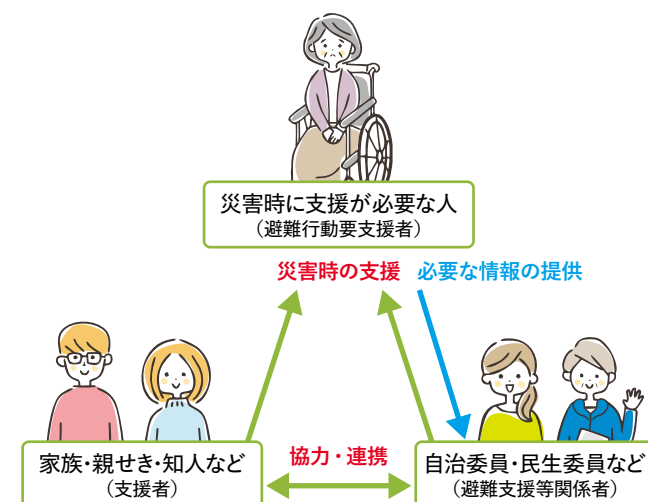
- 住民の介護・子育て・生活困窮などの相談
- 住民の居場所づくりや仲間づくりへの協力
- 福祉の関係機関との連携

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護にも配慮しています。お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉保健課へお問い合わせください。

☎ 福祉保健課 ☎537-5623

災害時の避難支援の取り組みを進めています

市では、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に一人では避難が困難で支援が必要な人(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。また、同意を得た人については、災害が起きていない平常時から自治委員や民生委員など(避難支援等関係者)に名簿情報を提供し、実効性のある避難支援につなげていく取り組みを進めています。



同意書の送付

避難に支援が必要と判断される人に、平常時から自身の名簿情報を地域の関係者に提供してよいか確認するために、同意書を送付しています。同意書を受け取ったら、同意「する」「しない」に関わらず、同封の返信用封筒で福祉保健課へ必ず返送してください。

同意「する」と回答した場合

- 名簿情報が避難支援等関係者に提供され、平常時からの体制づくりなどを通じて避難支援が受けられる可能性が高まります。
ただし、同意により、災害時の避難支援が保証されるものではありません。
- 個別避難計画の用紙を送付しますので、家族と一緒に可能な範囲で避難計画を作成してください。

※「同意しない」場合でも、大規模災害発生時には名簿情報を避難所などに提供する場合があります。

☎ 福祉保健課 ☎585-6022

同意書を送付する人

- ☐ 身体障害者手帳第1種、療育手帳A1、A2、または精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- ☐ 障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定をされた人
- ☐ 障害支援区分4～6の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定された人
- ☐ 要介護認定3～5を受けている人
- ☐ 「特定医療費(指定難病)受給者証」および「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の人
- ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち、重症認定された人